

天理市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 24 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第29号

天理市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、この条例に定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第 4 条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月奈良県条例第39号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年12月奈良県条例第22号）に定める基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月奈良県条例第25号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年 9 月天理市条例第23号）に定め

る基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（暴力団の排除）

第5条 乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者があってはならない。

（その他）

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。